

松戸市教育委員会会議録

令和 2 年 7 月 定例会

松戸市教育委員会会議録

令和2年7月定例会

開 会	令和2年7月9日 (木) 午後2時より	閉 会	令和2年7月9日 (木) 午後4時15分	
署名委員	教育長 伊藤 純一	委 員	武田 司	
出席委員 氏 名	教育長 伊藤 純一	○	委 員 伊藤 誠	○
	教育長職務代理者 山田 達郎	○	委 員 武田 司	○
	委 員 市場 卓	×	委 員 山形 照恵	○
出席職員	内訳別紙のとおり			

提出議案	内訳別紙のとおり
特記事項	

教育委員会事務局出席職員一覧表

令和2年7月定例教育委員会

No.	部課名 及び 職制名	氏 名	No.	部課名 及び職制名	氏 名
1	生涯学習部 部長	片田 雅文	21		
2	学校教育部 部長	齊藤 一夫	22		
3	生涯学習部 審議監	江部 昭夫	23		
4	学校教育部 審議監	大淵 俊介	24		
5	教育企画課 課長	菊地 治秀	25		
6	〃 課長補佐	大西 真	26		
7	〃 主幹	永淵 智幸	27		
8	〃 主任主事	島村 仁美	28		
9	〃 主事	金子 悟	29		
10	社会教育課 課長	瀬谷 眞一	30		
11	美術館準備室 室長	橋本 欣之	31		
12	スポーツ課 課長	塩路 猛	32		
13	〃 課長補佐	坂本 健司	33		
14	〃 主査	富永 陽子	34		
15	学務課 課長	近松 真哉	35		
16	〃 課長補佐	加藤 尚美	36		
17	指導課 課長	吉野 桂子	37		
18	〃 課長補佐	服部 仁典	38		
19	〃 課長補佐	藤中 孝一	39		
20			40		

令和2年7月定例教育委員会会議次第

1 日 時 令和2年7月9日（木） 午後2時00分より

2 場 所 教育委員会5階会議室

3 議 題

(1) 議 案

(2) 報 告 等

4 その他

令和2年7月定例教育委員会会議 議題目次

(1) 議 案

① 議案第19号

松戸市学区審議会委員の委嘱について

(学務課)

② 議案第20号

松戸市スポーツ施設管理運営規則の一部を改正する規則の制定について

(スポーツ課)

③ 報告第21号

松戸市いじめ防止対策委員会への諮問について

(指導課)

(2) 報 告 等

① スポーツ課所管有料スポーツ施設の次期指定管理者公募について

(スポーツ課)

② 「松戸のたからもの 松戸市の美術コレクション」の開催について

(社会教育課)

教育長 傍聴についてご報告いたします。

本日の教育委員会会議に6名の方から傍聴したい旨の申出があります。松戸市教育委員会傍聴人規則に基づき、これをお認めいたしますのでご了承願います。

今回の傍聴に関しましても、新型コロナウイルス感染症への対策として、傍聴の方々用に別室に映像を映し、これを視聴していただくこととします。傍聴の方々は既に別室に入場されております。

なお、これ以降、傍聴の申出がある場合は、事務局への受付をもって別室への入室許可に代えることといたします。

本日、市場委員が都合により欠席されます。しかし、教育長及び教育委員の過半数が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条の3の規定によりまして、本会議は開会することができます。

◎開 会

教育長 ただいまから令和2年7月定例教育委員会会議を開催いたします。

◎会議録署名委員の指名

教育長 開会に当たり、本日の会議録署名人を武田委員にお願いいたします。よろしくお願います。

◎議案の提出

教育長 それでは、日程に従い議事を進めます。

本日の議題は、議案3件、報告等2件となっております。

このうち、議案第21号は個人情報に関わる案件となります。したがって、議案第21号の審議を秘密会としてはいかがか、お諮りいたします。

それでは、松戸市教育委員会会議規則第13条の規定により決を採らせていただきます。

この後行われます教育委員会会議のうち、議案第21号の審議を秘密会とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないものと認め、議案第21号の審議は秘密会といたします。

次に、日程の変更についてお諮りいたします。

ただいまの決定のとおり、議案第21号を秘密会にて審議することとなりました。そのため、松戸市教育委員会会議規則第9条の規定により、議事日程の順序を変更することとし、報告等とその他につきましては、議案第21号の前に行いたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないものと認め、報告等とその他につきましては、議案第21号の前に行うことと決定いたしました。

では、ここからの議事進行は、山田教育長職務代理者をお願いします。

◎議案第19号

教育長職務代理者 それでは、日程に従いまして議事を進めさせていただきます。

初めに、議案第19号「松戸市学区審議会委員の委嘱について」を議題といたします。

ご説明をお願いします。

学務課長。

学務課長 学務課長の近松でございます。よろしくお願いたします。

議案第19号「松戸市学区審議会委員の委嘱について」ご説明申し上げます。

1ページをご覧ください。

松戸市学区審議会委員14名のうち、1号委員の2名が人事異動で、4号委員の2名が役員改選のため変更が生じたことから、松戸市学区審議会条例第2条及び第4条の規定により、委員4名を新たに学区審議会委員として委嘱することを提案いたします。

任期といたしましては、令和2年7月9日から令和3年7月1日までとなります。

なお、新任の委嘱者につきましては、次の2ページ、3ページのとおりでございます。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

議案第19号につきましてはただいまのご説明のとおりでございます。

これより質疑及び討論に入ります。

資料5のとおり、それぞれ役職が変わられたということ、町会・自治会連合会のほうも、

これも役職の異動というか、改選に伴うものというご説明があったところです。

いかがでしょうか。

伊藤委員。

伊藤委員 前にもお話はもしかしたらあったかもしれないので、そうであれば申し訳ないんですが、この学区審議会の4号委員の住民の代表として、いずれも松戸市の町会・自治会連合会のそれぞれ役職の方々が合わせて7名おられるわけですけれども、この方々は、それぞれある特定の地区を代表している方々と理解してよろしいのでしょうか。それとも、例えば副会長さんが、何人もおられる中からたまたま先方の選挙か選抜でお二人が選ばれたとかそういうことなのか、やっぱりその地域を代表、それぞれ特定の地域に偏らずにばらけておられるところを代表しておられるのかどうかというのを、ちょっと確認したいんですけれども。

学務課長 ただいまのご質問でございますが、委員ご指摘のとおり地域の代表ということでそれぞれ7名の方々、それぞれの地域の代表という考えでよろしいかなと思います。

伊藤委員 分かりました。

教育長職務代理者 伊藤委員、続けてどうぞ。

伊藤委員 学区審議会でそれぞれ議論されて、何か採決とか、これでいいとか悪いとか、その採決をされると思うんですけれども、その場合の採決の基準というのは、多数決なのか、あるいは全会一致を原則されておられるのか、あるいはその地区の代表の方がおられるのであれば、議論になっている問題の関係する地区の方の賛成が得られないとならないとか、何かそのような細かい規定はあるのでしょうか。

学務課長 松戸市学区審議会条例の条文によりまして、第6条にですね、6条の3として、審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによるというふうに規定がされてございます。

以上でございます。

教育長職務代理者 原則として多数決という決まりがありますというご紹介がありました。事実上の運用がどうかというご質問だったのかなと思いますが。

伊藤委員 その場合、学区審議会でいろいろ特定の地域の区割り等が議論になると思うんですけれども、そういうときに、何かそういう地区の代表の方に対する配慮というのはあるのでしょうか。

教育長職務代理者 配慮、いわば配慮であり、地区の意見を酌み取る仕組みについて、特にあるのか、あるいはそういうことは……

伊藤委員 単純にそれとは関係なく、過半数で決しておられるのかどうかということです。

教育長職務代理者 過半数、実際に多数決で割れていくということがあるのかどうかも含めて、その地域の声を酌み取る仕組みというものが機能するかどうかと。あるいは、おおむね学区ですから、一町会だけに関わるということは多分なくて、複数に必ずまたがっていく話が両サイドであるわけですから、そういった意味では、全会一致を目指して議論がされ、決まっていくなとか、何かそういう実態において、地域の声がどのように反映しているのかということにご質問の趣意があるような気がします。どうでしょうか、学務課長、今分かりますれば。

学務課長 申し訳ありませんが、後ほど、調べられればお答えいたします。

教育長職務代理者 はい。じゃ、後ほどということですが、教育長。

教育長 正解にはなりませんけれども、参考までに。

十数年前の統廃合の頃には、やはりかなり厳しいというか、緊張される状態での学区の審議がありました。多分、私しか知らないことだと思うんですが、そういう、このまま持っていくと意見は割れるなど、そういう状況の時期もありました。あのときには、前もっていろんなこういう代表される方々との議論を重ねて、大体めどがついた上での最終的にその結論を出すための各審議会ということでしたので、実際には割れるとかじゃなくて、ほとんど全員一致ということで進んだように記憶をしております。

今後も恐らく、現在の少子化、当分は松戸市は児童生徒も微増で進むだろうという今は推測ですので、差し当たって大きな学区変更はないと思われ。けれども、例えば東松戸などの地域に関してはまだまだ人口も増えたりする、あるいは、この松戸駅周辺も想定より人口が増えそうな気配とか、いろいろそういう動きの中でどういうふうに変化していくか分かりませんが、今のところ大きい問題はなさそうですので、しばらくの間はそうやって、委員の皆さんの意見が分かれるほどのことは恐らくないかなとは思っております。

伊藤委員 分かりました、ありがとうございます。

教育長職務代理者 はい、ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

山形委員。

山形委員 学区審議会の会議の確認で、年間何回ぐらい開催されるかというところが1点。もう1点は、3号委員PTA代表というのがPTA連合会の会長になっていますが、全ての学校がPTA連合会に入っているわけではないので、先ほどの伊藤委員のご質問と重なる部分

もありますが、入っていない学校に対しては、地区の部分の自治体の方たちが、保護者会など、もしくはボランティアの会みたいなのと意見をすり合わせて、保護者の意見などが反映されるような関わりが少しあるのかどうかというところを確認したいです。

学務課長 最初のご質問でございますが、ここ、平成28年度から昨年度までは毎年1回ずつということで、特別支援学級の増設によりまして、その学区変更ということで1回ずつ審議会のほうを開催いたしております。

2番目のご質問に関しましては、ちょっとどのようなすり合わせが行われているのかという辺りは、ちょっと今、私のほうでは存じ上げない部分がございます。申し訳ございません。

山形委員 ありがとうございます。

ぜひ、町会と学校の関係性や、保護者会のような関係性について知っていただきたいです。以前小学校にいたときに、連合PTA会に入っていない保護者会がある学校で、保護者会の中でも地区の方と安全パトロールをして、どこが危ないという話の場を多分年間1回か2回されていました。また、町会に入っていると、毎月、回覧板で学校のお便りが回ってくる形はあります。町会と学校、そして保護者との連携などもどのくらいあるかどうかというのも意識をしていくのが教育委員会としても必要なのではないかなと考えています。

なぜかという、PTAの在り方も変わってくると思います。働くお母様が増えてきているので、そういう部分で地域の方と保護者の連携みたいのが見えてくることも、この学区とかを考えると、この町会の方たちの多くは保護者の当事者ではない方たちだと思うので、その辺でも何か関わりとか見えることがあったらと思って意見をさせていただきました。

以上です。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

伊藤委員と大体かなり似通った、背景としては、学区審議会自体は、諮問を受けて、結論に導く会だと思うんですけども、そこに至るまでの間に、やはり地域の声とか親の世代の声、親当事者の声が拾われるということ担保するために人選がされている、役割が与えられている中でそれがしっかり機能するように、全てこの組織の人が入っているからいいということではない中で留意をしていただきたいというようなご意見だったと思いますので、お酌み取りをいただきますようお願いいたします。

武田委員。

武田委員 基本的なことなのかもしれないのでちょっとこの場でお聞きしたいんですけども、1号委員のところでは松戸市立松戸高等学校の校長先生が必ず入ってきていて、2号委員が学

校の代表といって小中学校の校長先生なんですけれども、この違いというのはちょっと私には分からなくて、何か意味があるのであれば教えていただきたいなと思います。

学務課長 申し訳ありませんが、今ちょっとここですぐ、どういう違いがあるのかということでございますよね。小中の代表、2号委員と市立松戸高校の校長が1号委員である違いということでございますよね。ちょっと今、こちらでちょっと今、お答えできるあれがないんですけれども。

教育長職務代理者 じゃ、一応そういうことございまして、今ここでは。

ただ、学区の問題というのは高校は関係ないので、結局、教育界の中で、進学を受け入れる側の学区の関係のない高校を学識経験者として位置づけているということなんじゃないかと想像します。何か補足あれば。

武田委員 なるほど。

教育長職務代理者 学校の当事者としての中学校の校長先生というような背景だろうと理解するのが一番自然かなというふうには感じます。

ご質問の背景としては、そこら辺の……

武田委員 そうですね。

教育長職務代理者 ことですかね。

武田委員 学区として決めることはない立場ですものね。

教育長職務代理者 高校はね。

武田委員 すごくよく分かりました。

教育長職務代理者 ここで決める学区は関係ないですね。ということでいいんでしょうか。私が何かそういうようなあれして、もし違ければ、学務課長、後で何か補足をお願いします。

学務課長 確認をちょっとさせてください。

教育長職務代理者 そのほか、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

教育長職務代理者 それでは、ないようでございますので、これをもちまして質疑及び討論は終結といたします。

これより、議案第19号を採決いたします。

議案第19号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議ないものと認め、議案第19号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第20号

教育長職務代理者 次に、議案第20号「松戸市スポーツ施設管理運営規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

ご説明をお願いいたします。

スポーツ課長。

スポーツ課長 議案第20号「松戸市スポーツ施設管理運営規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明申し上げます。

提案理由でございますが、松戸運動公園陸上競技場夜間照明の設置工事が竣工したことに伴う、当該施設の新たな供用時間の見直しに併せて、他施設についても供用時間等の見直しを図るものでございます。

詳細につきましては、参考資料の新旧対照表のとおりでございます。

それでは、主な改定内容を申し上げます。

まずは、使用者の義務第9条の(3)を、昨年度公園内が禁煙となったことから、「施設内での火気の使用又は喫煙をしないこと」に変更いたしました。

続いて、庭球場については、夏時間と冬時間として使用できる時間を記すことといたしました。

併せて、参考資料をご覧ください。

栗ヶ沢公園庭球場は、現行午前9時から午後5時までの供用時間を午前7時から午後5時までとします。

運動公園野球場につきましても、現行3月1日から12月28日まで、午前7時から午後9時までの利用となっており、3月及び12月は午前7時から午後5時までとなっております。人工芝化に伴い通年の利用が可能となったことにより、午前7時から午後9時までとし、1月及び2月のみ霜の影響により、供用時間午後1時から午後7時までと変更しております。

最後に、昨年度実施いたしました陸上競技場照明施設の改修工事により夜間使用が可能となりましたので、現行午前9時から午後5時までの供用時間を午前9時から午後9時までとします。

以上、ご説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

教育長職務代理者 ありがとうございました。

議案第20号につきましては、ただいまのご説明のとおりでございます。

これより質疑及び討論に入ります。

前回、再検討するために調整し終わって、今回また上程されたという議案でございますが、いかがでしょうか。

伊藤委員、お願いします。

伊藤委員 ちょっと細かいところで幾つかあるのですが、最初のご説明で公園内が全て禁煙になるということですが、以前は、公園の中、例えば建物の中のどこか指定のされた部屋では喫煙はできたが、それがもうそうした部屋がなくなるわけですね。

スポーツ課長 喫煙所でございますが、中のほうにはございませんでした、部屋自体はございません。外のほうで喫煙ということで許可はいたしておりました。

伊藤委員 もともと運動公園の建物の中は禁煙だったわけですね。

スポーツ課長 はい。

伊藤委員 分かりました。

運動公園の屋外のあらかじめ指定された場所というのは、屋外の一角を指定されていたわけですか、どこか建物の隅とかみたいな。

スポーツ課長 そうです。

教育長職務代理者 ちょっと改めてご答弁お願いします。

外に喫煙所指定場所があったのかということですので。

スポーツ課長。

スポーツ課長 お答えいたします。

ございました。

伊藤委員 じゃ、それが一切今後なくなって、公園内は屋外であってももう禁煙になるということですね。それで、これちょっとまた参考までですが、いわゆる電子たばこというか、eシガレットというんですか、そういったものはどうなるんでしょうか。それはやっぱり当然、たばこだということで駄目だというふうに理解してよろしいんでしょうか。

スポーツ課長 お答えいたします。

同じ扱いでございます。

伊藤委員 はい、分かりました。

教育長職務代理者 全面禁煙という言葉がはっきりしますかね。指定された場所で云々ということとはもうなくなったということであり、それは電子たばこも同じと。

続けてどうぞ。

伊藤委員 6ページなのですが、特に運動公園の野球場なんですけれども、今までは、時間は変わらないわけですよね、7時から9時までで、これはもう既に照明も設置されていたので7時から9時ということで。ただし今回新しく、1月と2月は1時から7時までということになったということで……。

教育長職務代理者 ごめんなさい。資料で言うと、すみません、私のほうで割っちゃいましたけれども、3月1日からの貸出しだったんですよね、旧のほうは。新旧対照表の期間のところから、1月、2月はそもそも抜けていた。

伊藤委員 それで、1月から2月というのは、増えたわけですね。

教育長職務代理者 そうですね、1月、2月が増えて、ただ霜の影響でとかという、おっしゃっていたところですかね。

伊藤委員 ただ、1月、2月というのは霜よりもむしろ雪が降る可能性があると思いますが、そうすると、雪が降ったときは、人工芝だけでもそれを取っ払ってできるという、そういう、雪なんか降ったときはどういうふう……。

教育長職務代理者 その辺の冬季の対応について、スポーツ課長お願いします。

スポーツ課長 お答えいたします。

通常雪が降った場合、野球場でございしますが、人工芝であっても中止という形で取られております。ただ、雪の度合いにもよるかと思いますが、雪の度合いによっては、きれいにしえて使える場合も出てくるかと思えます。

以上、答弁いたします。

伊藤委員 午後1時から7時までというのは、だから霜ならもう解けているだろうから、その時間ならできるだろうということをやっているわけですね。

普通、野球というのは1月、2月というのはほとんどやらないと思うんですが、今回、1月、2月にオープンするというのは、何かやはりそういうニーズがあるというか、そういう声に押されて開くことにされたのか、その辺のところはいかがでしょうか。

スポーツ課長 お答えいたします。

今まで天然芝でございましたが、人工芝によってより野球をやる環境が整ったということで、人気が出たということで1月、2月もご要望が多くなったということで、1月、2月、使える時間についてはご利用していただくということでございます。

伊藤委員 はい、分かりました。

教育長職務代理者 すみません。

草野球の方なんかは、結構成年のチーム、成年も大分いいお年のチームまで含めて、結構1年中やっていらっしゃるところもありますので、午後暖かい時間なんか、まさにニーズがあるのかもしれないですね。

教育長。

教育長 これは、あくまで施設使用の許可の時間帯の案件ですので、実際そこでやるやらないは、主催されるというか、される方々が例えば雪が多くてうちはやめますとか、雪が多いけれどもちょっと雪をみんなで頑張っって片して、試合はやりますからとか、それはもう主催者の判断になりますので、というふうに理解してください。

伊藤委員 場所のほうは、だからオープンに、いいですよということにするわけですね。

山形委員 先ほど伊藤委員もおっしゃっていた喫煙の件について、喫煙ゾーンが私あるのかと思っていました。全くなくなっている状況で、その周知について、この公園内はできませんということをごどのように周知をしていくのかという点と、周辺のほうで喫煙される方もいらっしゃるかなと思うので、その辺、何か注意喚起について知りたいです。もう1点は、照明がついたところで利用時間が長くなっているんですけども、照明だけじゃなくて、例えば行くまでの道や、松戸中央公園の辺りも、1時間程度ですけれども少し利用時間が長くなるということは、周辺移動するときに暗くなるのかなというところが少し懸念されるころだと思いますが、その周辺について、何か照明を別で少し作っただとか、誘導が分かりやすいとか何かありますでしょうか。

教育長職務代理者 喫煙する場所がなくなったこと、あるいは、じゃ、ちょっと外に出て近所で吸ってくるのかということへの対応とかという、たばこの関係ですね。

それから、あと照明ですか、帰りが暗くなるというようなことが心配な部分があるのではないかとこのころですね。

スポーツ課長。

スポーツ課長 お答えいたします。

喫煙所の関係でございますが、今のところ、喫煙所のあった場所に掲示物等をつけさせていただいて周知をさせていただいております。あと、公園の駐車場のところでございますが、暗くなりますと公園でございますので明かりがつくような形で、そんなに暗くなるということはないかと思われま。公園の中にももともと照明がついているということでございます。

山形委員 利用時間が延長になったので、照明がついている時間も延長になるという考えでよ

かったでしょうか。

教育長職務代理者 照明というのは、通路の外灯とかの話ですよね。外灯ですからついてますよね、その辺はね。変わりなくついているということでもよろしいかと思えます。

スポーツ課長、何かありますか。

スポーツ課長 では、加えさせていただきます。もともとは陸上競技場含めて、奥、体育館と武道館と野球場ございましたので、もともとそういった形で、明るい形で設備はさせていただいているところでございます。

武田委員 心配はないかと思うんですけども、陸上競技場の使用時間が延長になったということで、大分、9時までという随分遅い時間になるので、周囲の居住されている方々等の説明会とか、そういった、何というか、容認していただいているようなことはもう問題がないのかなというところがいま一度心配なので、どのような対策をこれに当たってなされたかということをお教えてください。

教育長職務代理者 近隣の環境に対する影響を評価されているのであれば、近隣の環境の変化があるかどうかということの見込みも含めて、もしあるとすれば、それに対して必要な手を打っているかというようなことだと思います。

スポーツ課長、お願いします。

スポーツ課長 お答えいたします。

当然ながら、その工事をする前に、近隣の住民の方々、お近くの方々の1軒1軒お話をさせていただいてご理解はいただいております。

以上でございます。

教育長職務代理者 直接お話しをされていると。

よろしいでしょうか。

設備を更新したことによっておおむね利用時間が延長し、なかなかこの状況下ですから、実際の大会とか試合の運営が分かりませんが、利用ができる幅が広がったということで市民のためにはいいことなのかなというふうには思っております。柔軟といいますか、より広く利用していただける環境に一步近づいているということかと思えます。

そのほか、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長職務代理者 それでは、ないようでございますので、これをもちまして質疑及び討論は終結といたします。

これより、議案第20号を採決いたします。

議案第20号については、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第20号は原案どおり決定いたしました。

◎報告等

教育長職務代理者 それでは、会議冒頭で教育長がお諮りしましたとおり、議事日程を変更し、秘密会の前に報告等に移ります。

それでは、まず、スポーツ課所管有料スポーツ施設の次期指定管理者公募についてでございます。

スポーツ課長、お願いいたします。

スポーツ課長 ご報告させていただきます。

資料のほうは、お配りの報告事項参考資料①をご覧くださいと思います。

スポーツ課所管有料スポーツ施設の次期指定管理者の公募についてご説明申し上げます。

スポーツ課が所管しております有料スポーツ施設につきましては、民間の能力の活用によるサービス向上や経費節減等を目的に平成18年から指定管理者制度を導入しているところでございます。

資料の2番にこれまでの指定管理の経過表を記載してございますが、前回の公募が平成28年度で管理期間が平成29年度から令和2年度までの4年間となっております松戸運動公園ほか8施設でございます。松戸運動公園は、体育館、武道館、陸上競技場、野球場とプールでございますが、ほか8施設は、小金原体育館、常盤平体育館、柿ノ木台体育館の3体育館、栗ヶ沢公園庭球場、金ヶ作公園庭球場、松戸中央公園庭球場、新松戸庭球場と新松戸プールでございます。

こちらにつきましては、現在シンコースポーツ株式会社と一般財団法人松戸市スポーツ協会の共同事業体を指定管理者として管理を委ねているところでございます。指定管理者の指定期間が今年度をもって満了いたしますことから、来年度の令和3年度から令和6年度までの4年間の指定管理者を指定するために公募を行って、指定に向けた準備・手続を進めているところでございます。

こうした選定に向けた今後のスケジュールにつきましては、次の2ページ目の指定管理者

公募フロー図をお開きいただきたいと思います。募集案内につきましては、ホームページや広報まつどは6月15日号に掲載いたしました。6月15日から募集要領を配布いたしまして、7月15日に募集要領説明会・施設見学会を行い、8月11日から8月31日まで応募受付期間とし、応募の受付を行います。

応募の締切り後は、条例及び規則に基づき設置いたします指定管理者候補審査委員会に諮問をいたしまして、審査基準に基づき書類を審査、プレゼンテーションを審査を行い、指定管理者の候補者を選定していただくことになるわけですが、選定に当たりましては、優先交渉権者から第3順位までの交渉権を選定した上で優先交渉権者との交渉を行い、交渉が成立した場合は仮協定を締結し、指定管理者の候補者といたします。優先交渉権と交渉が成立しなかった場合には、第2順位、第3順位の交渉権と順次交渉を行い、指定管理者の候補者を選定いたします。

その後は、令和2年12月議会にこの候補者を指定管理者とする議案を提出させていただきまして、指定管理者の指定について議決を得る予定でございますけれども、教育委員会会議には、その前の11月の定例会におきまして、選定結果指定管理者の報告をさせていただく予定となっております。

よろしく願いいたします。

以上でございます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

報告事項でございますので、特に質疑はいたしません。

ただ、何か確認、いいですか、ご意見等、よろしいですか。

伊藤委員、せっかくの機会ですので、それでは、どうぞ。

伊藤委員 それぞれ、これだけいろんな施設を管理されている団体があり、特に今まで問題なくやられたと思うんですが、ただ、今回の新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点からいろいろ制約を受けて大変だと思います。ただ、6月1日からですか、体育館とかいろんなところの閉鎖や、使用停止状態が解除されて、もう使用できますということにはなったんですが、管理団体の判断で使用を引き続き制限しているようなことをちょっと聞いているんですけども、その辺のところは、市のほうではどういうふうに把握されておられるのか、それはもう全く管理団体の判断で引き続き使わないなら使わないということなのか、あるいは、ちゃんと対策を施してやるようにというようなことを指示されているのか、あるいは何かその辺の打合せを管理団体のほうとはされているのかどうかということ、ちょっとお聞きし

たいんですけれども。

スポーツ課長 お答えいたします。

そちらの対応については、しっかり対応しているものと、指定管理者のほうからしっかりやっていただけたらと思っております。

これに関しては、協議を重ねて、市のほうから指示をして、そのような対応をしていただくような形を取っております。

生涯学習部長 今、課長が申しましたように、指定管理者とは協議を重ねているわけなんですけど、基本、開けるに当たって、やはり安全、コロナの感染の予防するという観点、あるいはそこで発生したときに速やかに集団感染に至らないような形で対応できる、そういうことを条件にしなければいけないということで、それがどう確保できるのかといったことを指定管理者のほうとは協議を重ね、安全が担保できるだろうというような条件を設定した中で、両方で納得できる形でオープンさせないとなかなか運営できないということで、そういう形での順次のオープンということで、他町などもちょうどご説明しようかと思っておりますけれども、そういう形での協議を重ねながらのオープンという形になっているものです。

ですから、機能的にまだオープンできていない機能もございます。

伊藤委員 ちょっと聞いた話ですが、ある体育館なんですけれども、もう体育館としてはもう解除されたんですが、これまで定期的にやっていたいろんなスポーツが依然としてまだ様子見ということでやめているケースがかなりあるみたいなので、管理団体としてはやっぱり安全を見れば、対策を講じてやるよりも、むしろずっと閉鎖状態にしていたほうが安心だという面があるわけなんですけれども、そこはやっぱり市民へのサービスというか、そういうことから考えれば、そこはもちろんしっかりとした対策を取った上で、試行的にもやってみるのがやっぱり市民へのいろんなサービスとの関係から言えば望ましい方法だと思いますので、そこは何かちょっともう少し頻繁に、何かその辺の考え方を管理団体との協議でやってもらいたいなという感じはしております。

教育長職務代理者 後で、また、別の報告事項の中でコロナについてまとめてありますので、ちょっとそちらで、必要であれば補足の説明いただくようにしましょう。

これは、次の公募についてのフロー、手順等についての報告でございました。

続きまして、「松戸のたからもの 松戸市の美術コレクション」の開催についてでございます。

社会教育課長、お願いいたします。

社会教育課長 社会教育課長の瀬谷と申します。よろしくお願ひします。

「松戸のたからもの 松戸市の美術コレクション」の開催についてご説明をいたします。

松戸市教育委員会では、令和2年7月23日木曜日、これは海の日になります、から8月30日日曜日まで、市立博物館企画展示室を会場に美術展覧会を開催いたします。

これまで収集、保管、調査研究し、公開してまいりました絵画、彫刻、工芸、デザイン、写真などの様々なジャンル、約1,600点の作品と2,000点以上の資料の中から、本展は、「楽しい！新しい！懐かしい！」をコンセプトに、所蔵美術コレクションの大きな2つの柱であります、松戸に生まれた、あるいは住んだ作家とかつて松戸にあった千葉大学工学部その前身であります東京高等工芸学校に関するものについて、18名の作家による作品及び資料を併せて約104点をご紹介します。

また、会期中に2つのイベントを予定しております。

1つ目は、「『板倉鼎・須美子書簡集』刊行記念レクチャー」です。8月2日及び23日、両日とも日曜日になります。14時から15時半まで、市民会館301会議室を会場に、美術史研究者及び本書簡集監修者・編集者が講演を行います。

2つ目は、子どもワークショップ「ミニチュア家具づくりにチャレンジ！」です。

8月8日土曜日、9時から12時と13時から16時の2回制で、市内在住の小学4年生から6年生とその家族を対象に、手仕事の楽しみを感じてもらいながら、松戸ゆかりの美術作品への関心を高めていただくことを目的にワークショップを開催いたします。

以上、ご説明とさせていただきます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

資料で、このリーフレットと一緒に配られております。

武田委員。

武田委員 この講演会もワークショップもすごくいい企画だと思います。この展覧会が開催されるに当たって、何かグッズ販売的な、そういうものというのは作られているんですか。

教育長職務代理者 グッズ販売。

武田委員 例えば絵はがきであるとか、そういうものというのは。

今ミュージアムショップというのは非常に盛んで、松戸は残念ながら美術館がないんですけれども、この「松戸のたからもの」というのは定期的にやっている展覧会ですよ。だとすると、何かを作ったとしても、毎年それを使って販売することはできるし、収蔵作品を周知していただきたいのに、そういったものがなくて、持ち帰るものがないというのはちょっと

ともったいないつつとずっと思っているんですね。前回の展覧会を見せていただいたときも、ポスターであるとか家具であるとか非常に魅力的なものが多くて、恐らくあれば、皆さん買って帰られるのではないかと勝手に想像するぐらいのレベルのものがかなりあったので、著作権など可能なのであれば、なぜなさらないのかなと、もしあるのであれば、今回どういったものが出ているのか、ちょっと教えていただきたいんですが。

社会教育課長 ありがたい意見、ありがとうございます。

今回、残念ながら販売の予定はないんですが、ただ無料にはなるんですけども、作品の紹介の小冊子、今作っております、来場者にそちらお配りしたいと考えています。

ただ、今のご意見も今後企画展開催に当たりましては参考にさせていただきたいと思いますので、どうもすみません、ありがとうございました。

教育長職務代理者 そうですね、美術館は必ず最後にはショップがあるというのが、すみません、どうぞ、もう一言あれば。

武田委員 もし企画してくださるときに万が一私も参加できるのであれば、言いたいことがいっぱいあって、今も言いたいぐらいなんですけれども、やめておきますので、ぜひ入れてください。

教育長職務代理者 まさに作家としてのお立場からのご助言だったと思います。私も日展のときには、武田先生の絵はがきというか、あれがあるかどうかを必ず探させていただいています。

そういったことも含めて、ご意見でございました。

山形委員。

山形委員 意見です。レクチャーのほうなんですけど、とても魅力的で参加したいのですが、今コロナの影響で人数制限等もかかりますし、外出できない方もいらっしゃると思うので、この後のコロナの説明の、対応の説明等でもあると思うんですが、できれば動画配信や、オンラインで参加できるなど、いろいろなウェブを使ったアプローチをぜひ検討を前向きにさせていただけたらなと思います。

もし、何か話される方のお顔が見られてはということでしたら、今、音声だけでも残す方法や、いろいろなアプローチの方法で学びを深めることもできます。素敵なワークショップも、きっと感染症の関係で4家族にしか提供できない現状だと思うんですが、これも例えば、デザインをPDFなどで紙でペーパークラフトでおうちで作ってみようと、ホームページでシェアしていくと家庭でもできますし、もし家庭でもできなければ、松戸の作品というのを

学校の美術の時間などでも活用できます。夏休みの宿題でもそういう何か松戸のゆかりのあるものに触れられるような、こんな素敵なものが沢山あるんだよというところをアプローチをぜひやってください。先進的にいろいろやっているからこそ、もっとウェブを活用したものにさせていただけたらなと思いました。意見です。

教育長職務代理人 ぜひ、ご参考に。

何か、コメントいただけますか。

社会教育課長。

社会教育課長 どうもご意見ありがとうございます。

今、教育委員会全体でも、やはり今おっしゃったようなウェブであったり、新しい生活様式に合わせた市民のサービスの提供ということをいろいろ深めているところでございます。社会教育は、今回のレクチャーについては、外部の方も来るといふこともあるので、今すぐというのはちょっと難しいかとは思っております。ただ、ワークショップの、あれはもしかすると博物館なんかでもやっているの、もしそれできれば、ちょっと今のご意見も参考にしながら、ホームページなり何なりで出して、私ちょっとその辺詳しくはないんですけども、できるものはやっていきたいと思っています。

今後も今のようなご意見、参考にしながらやっていきたいと思っておりますので、ありがとうございました。

教育長職務代理人 ありがとうございます。

それでは、ここで、学務課長から先ほどの学区審議会のところの委員の構成についてご発言があります。

お願いいたします、学務課長。

学務課長 先ほどは失礼いたしました。学務課長でございます。

第1号委員に市立松戸高校の校長先生がということで、下の第2号の2人はある意味学校の代表ということでございますが、市立松戸高校の校長先生につきましては、1号委員でございますので知識・経験を有する者ということで、そういう意味では、また小中学校とは違う見識をお持ちの高校の校長先生ということで認識をいたしております。知識・経験を有する方のお一人ということで委員に加わっていただいているということでよろしゅうございましょうか。

教育長職務代理人 大体その方向でよいということで、さっき私からざっくりと申し上げたことと大体同じようなことではあろうとは思いますが、知識・経験を有する者と、当事者では

ないけれども、その見識を持ってご参加をいただいているというところに市立高校の校長先生がいらっしゃるということで、はい。

ありがとうございます。

学務課長 あと、1点ちょっと確認でございますが、先ほど年に最近1回というお話をさせていただいたんですが、これはあくまでも学区の変更が生じた場合にと行うということでございますので、必ず毎年1回やるということが前提にあるわけではございませんので、必要が生じた場合に行っている。それが、ここ4年間は必要が生じているので毎年1回ずつやっているというふうにご認識いただければと思います。加えて説明させていただきました。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

議案第19号に関する補足のご発言でした。

それでは、報告事項、その他に移ります。

事務局からございますでしょうか。

事務局からの中でコロナに関してですね。

生涯学習部長。

生涯学習部長 生涯学習部のほうで実施してまいりましたコロナウイルスに関連いたしました対応について、お手元にお配りした資料に基づきまして説明させていただきたいと存じます。

ご案内のように、コロナウイルスにつきましては5月25日に緊急事態宣言が国・県から解除されたということがございまして、昨年の3月ぐらいからずっと閉鎖していた各施設につきましては、6月1日から順次オープンしているような形になっております。また、併せて、講座につきましても、いろいろな講座ございますが、これについても、この8月ぐらいから随時開催に向けて進めていきたいということで考えているところでございます。

ただ、こういった施設、あるいは講座・イベント等の再開に当たりまして、先ほども申しましたが、まずは、とにかくコロナウイルスにかからないという予防をしっかりとできること、あるいは、もしもかかったとしてもそれが集団感染に至らないような形で対応できることを前提に施設をオープン、あるいは講座の開催ということを考えているところでございます。

その基本的な考え方といたしましては、ペーパーでお配りしております「講座・イベント等の再開」に伴う新型コロナウイルスの対策方針、これは生涯学習部版ということでお示ししておりますけれども、こちらにありますように、よく言われております3密が発生させな

いだとか、あるいはフィジカルディスタンスを保つであるとか、あるいは手指消毒であるとか、体温・体調のチェック、そういったようなことを前提にした中でこういった内容のことが担保できれば、基本的には施設、あるいは講座をオープンしていこうということで考えているところでございます。

そういう基本的な考え方の下で、まず、次の一覧表になりますけれども、施設といたしましては、文化会館から始まりまして、スポーツ施設等々記載してございますけれども、6月1日からその条件が整い次第、順次日程を追ってオープンしていくような形で今進めているところでございますが、この中で、スポーツ施設の中のプールですけれども、こちらは8月以降は検討中というような記載になっておりますが、基本8月1日から屋外の運動公園であるとか、青少年会館にございますプールについてはオープンさせるというような形でアナウンスをし始めているところでございます。

ただ、どうしても3密であるとか、濃厚接触するというようなことが懸念されるような施設につきましては、まだちょっとオープンが目途が立っていないものも一部はございます。例えば、またスポーツ施設になってしまうんですけれども、トレーニング室等々については、体育室等については開けてはいるんですが、どうしても更衣室で換気ができないだとか、そういうような施設も中にはございますので、そういったところについては、まだ利用については制限させていただいているというようなところがございます。

また、こういった施設を利用するに当たりましては、当然利用する方々についてもいろいろと制約・制限ということでお願いはしているところで、やはりそこで濃厚接触が発生しやすいスポーツであるとか、そういうようなことがあるようであれば、使用についてはご遠慮いただくような、これは主催者側のご判断でという形にはなろうかと思っておりますけれども、基本的にはそういう形で進めているという形になります。

また、イベント等につきましても、先ほど来申し上げましたように、大体7月ぐらいまでは主なイベントというのはなかなかできなかったという状況があるんですが、8月からは随時イベント等については進めていきたいということで考えております。

また、その開催の方法につきましても、今まではただ集まっていただくというような形で開催していたものも、一部のイベントについてはウェブで開催してみたり、あるいはユーチューブを使って講座を配信したりということも試みとして始めているところで、先ほど山形委員からもご指摘がありましたように、できる限りこれからはウェブ等を利用して、そういった会場に参加しなくても、私どもでやっていることを提供できるようなやり方も考えてい

こうかなというところの中で、いろいろと形を変えて、いろんなやり方をチャレンジしていきたいというふうに思っているところでございます。

簡単なんですけれども、このコロナに関連した取組ということでご報告をさせていただきました。

以上でございます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

続きまして、学校教育部長。

学校教育部長 小中学校のほうは、6月15日からクラスのほうに全員が入った形での授業が展開されています。

それで、当初心配された家庭の申出による登校控え、欠席としないという中で、感染がやっぱり心配だからということで自宅学習を希望している子どもの数なんですけれども、第1週目については、小学校が121名、6月の第1週目です、分散の1日ずつ登校したというところなんですけれども、中学校が31名いました。これ、1回ずつの中でそれだけの申出があったと。3週目になりますと、これが3週目という、ちょうど全員が入った15日の週、ここは、小学校が98で中学校は19ということで減少の方向に転じてはいます。これが、今現在もう7月に入りましたのでまた調査をかけておりますが、減少の傾向ではございますがゼロにはなっていないという事実がございます。

引き続き、こういった、子供たちに対しては学校のほうも課題を提供したり、あと携帯電話等も入りましたので、連絡を取りながら、学習の部分については見ていくという体制でございます。

それと、7月に入ってですが15日以降の中でですけれども、実際に児童生徒のPCR検査、職員のPCR検査、それから、いわゆる児童生徒の同居人のPCR検査や職員の同居人のPCR検査というところでの報告が入っております。数で申し上げますと17名と、内訳としては、児童生徒に関するものが、PCR検査を受けて結果的に陰性になった者が3名で、現在、今日の時点で結果待機が1名、それから、職員については、PCR検査を受け、陰性だったというのが1名、それから、児童生徒同居人については、PCR検査を受け、陰性だった者が5名、現在結果待ちの者が4名、それから、職員の同居人については、PCR検査を受け、陰性だったという者が3名というところで、日々この報告が入っている状況です。

今後もこの辺がどうなっていくかというところなんですけれども、そういう意識の中では、家庭のほうもすぐに連絡を学校のほうにいただいて、その学校を通してこちらに報告が入ると

いうところは今のところなされております。

このPCR検査に関しては、その他の報告として、実際に学校の休校までいかないにしても、同居人の職場の中で陽性が出たとか、あるいは同居人の職場でPCR検査を実施した者がいたと、結果的には陰性だったわけですがけれども、そういう細かい報告も入っています。そういったその他の報告としては8件ほど入っております。全て陰性であったというところで、現在のところ大きなことには発展しておりません。

それと、これはコロナと関連しているかどうかははっきりしませんが、今週に入って、食物アレルギーの発生により救急搬送をされたというケースが4件、今週だけで4件、これが何でなのかがよく分かりません。もともとアレルギーを持っている子が何かの拍子で発症したというものが、申出が事前にあったものとして2件、残りの2件についてはアレルギーという申出は全くない。つまり、保護者の方も自分のお子さんがアレルギーを持っているということが分からない中でそういう症状が出て、病院のほうに搬送されたというケースが出ています。子供のライフスタイルがですね、長く休校が続いたことが原因なのか、その辺はちょっと因果関係分かりませんが、ちょっと気になる時点ではございます。

学校としては、ずっと消毒をしながらということで職員も行っておりますので、今のところ大きな問題は出ていません。

以上でございます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

教育長。

教育長 今、各部長から報告がありましたように、まだコロナ後って早く使いたいんですけどもなかなか後にならない中で、今日もこの後また報告が来るかもしれないという、そういう緊張した状況の毎日を過ごさざるを得ないというところが続いています。今も消毒の話がありましたけれども、それぞれの施設・学校で消毒をしながらということで、本当に各教職員も頑張っているけれども、恐らく子供たちもやっぱり3か月近く休んでからのこの毎日学校へ来るといふ、これは、大人でも3か月休んでから勤め始めるというのは、結構疲れが出てくるときで、それぞれの施設で職員側も児童生徒側も恐らく目いっぱい状態で今週も週末を迎えているのかなというふうに思います。

そういう意味では、先日の教頭会や校長会でも、その辺の状況をきちんと見ながら、無理した日程を取らないようにということは言っているんですが、特に教員というのは、子供たちを目の前にするともうアドレナリンが出て、つい頑張ってしまうという習性がありますの

で、その辺のブレーキをいかに管理職側がいろいろ手綱を緩めながらやっていけるかというのは、みんな初めての経験ですので重要なことかなというふうに感じています。

昨日学校運営委員会を行ったんですが、その中でもメインは、新しい環境の中でどういう学校教育の在り方をこれから考えればいいのかということでした。今、市教委としてプロジェクトを2つ立ち上げて、若手を中心に、1つはG I G Aスクールプロジェクトで、I C Tをどういうふうにこれから学校教育とか教育行政に活用していけばいいかという方向性、基本的なシステムの在り方とか、それを至急まとめていってもらっているところです。

もう一つは、B C P、私もこのコロナの対策で知ったんですが、気づいてみると学校教育にはそういった発想がなかったんで、急いで今、要するにB u s i n e s s ・ C o n t i n u i t y ・ P l a nという、要するに緊急時にどうやって仕事を続けていくかという、そういうプランニングをもう一つのプロジェクトで今考えてもらっています。

いろんな課題が見えてくる中で、新しい教育行政システムも恐らく必要になってくると思います。今、私たちが取っているこの体制もこれまでにはなくて、傍聴人の方々も隣で見るということもこれまでなくて、実際4月からはウェブの校長会、教頭会、あるいは研修、今日も午前中、学務課からは各学校の校長先生方に連絡会ということでウェブで発信をしています。いろんなシステムが、これから実際試行錯誤しながら進めていかなければいけない状況に来ているのかなというふうに思っています。

この間もお願いしたのは、せっかく経験したんだから、この3か月を、それが無駄にならないように、いい方向にどうやって持っていけばいいかという、そういう考え方で各施設・学校も取り組んでいただければということで、今みんな一生懸命頑張っているというところだと思います。

以上です。

教育長職務代理者 ありがとうございました。

生涯学習部長、学校教育部長、そして教育長からご報告をいただきました。

これについては一つ一つに質疑をしていけるものではございません、報告ですので。ただ、コロナに対して気になっているところ等あれば、一言、何かあればいただいてもと思いますが、ご発言ありますか。

山形委員。

山形委員 1つ、話し出したら切りがないので、要点をまとめてお伝えしたいと思います。

生涯学習部のほうに関しても、先ほど言ったようにどんどんオンライン化を進めていただ

いて、ハイブリットな、リアルだけじゃないオンラインのつながり等をどんどん進めていていただきたいと思います。

学校のほうなんですけれども、私も学校に子供がいますので少しずつ動き出していることを感じている中で、よく聞かれることは、やはり課題を出していただくんですけれども、その課題に対応できなくてあわあわしている部分もあったりするようです。例えばコロナが不安でお休みしている方がゼロになるのは難しいけれども、ゼロにぜひ近づけていく中で、課題を出すだけでなく、ほかにも努力を絶対されていると思うんですけれども、その子が今現状好きなことをやったり、安心な気持ち、精神的な安定感みたいなのもっと引き出せるような課題というか、アプローチをぜひ増やしていただきたいと思います。並行してその保護者の方にも、お子さんが不安で家にいる、そして親も一緒に不安でいるってとても孤独感も苦しいところがあると思うので、両方への課題だけじゃないアプローチを続けていただきたいです。食物アレルギーの関連とか、その子供の体調とかもありますけれども、前回の会議でも言いましたけれども、成育医療センターのほうで「こどものこころアンケート」というのを大々的に調査して出しているものがありますので、ぜひご参考に見ていただけたらと思います。子供が本当に大きな不安をもっていますので、その部分のフォローアップと、提出物での評価についてもよく検討していただけたらと思います。提出物をスムーズに出せるこの背景には、それをサポートする保護者、あとサポートしたくてもできない保護者もいたりします。その辺もきっともう学校のほうは分かっているとは思いますが、ぜひフォローアップ等々をお願いします。

G I G Aスクール構想とかI T化のほうで、全て通信でオンラインメインで、リアルもありますけれども、日々日々学習をしていく中で、そういう状況でも学校の先生とも昨日も30分以上オンラインで話をしたり、友達と夜な夜な話をしながら自分の作品作りをしています。オンラインでもポジティブに学べる環境と、豪雨などのこともあります、何が起こるか分からないので、どんどんI C T化を積極的に進めていただけたらと思います。

以上です。

教育長職務代理者 あと、いかがでしょうか。

武田委員もよろしいですか。

武田委員 時代的に必要で仕方がない方向性なんだと思うんですけれども、G I G A構想を進めていったりI C T化を進めていくのと同時に、かつての形と何が違って何が足りないのかとか、何が満たされて何が補われているのかとかということをきちんと検証して進んでいか

ないと、どんどん進んでいくばかりだと、何か違った失い方をするんじゃないかなという懸念が私の中にはすごくあります。

学習が遅れないことというのが今、目下の課題なんだと思うんですけども、その中で見落とすものが何なのかというのを、それこそ統括していくような校長先生であるとか、そういった立場の方々は常に意識して、そういったことを検証していただきたいなと思います。これは同時進行じゃないと本当に忘れてしまうことではないかなというふうに感じています。

それと、まさか100人近い子供たちが休んでいるとはというのが実際今日お聞きした報告の中で驚きで、たしか私、学校の再開にあたって精神的ケアがすごく大事だからそういったことは気にしたほうがいいですよみたいなことを言ったように記憶しています。まさか100人も、それを超える子供たちが休んでいるとは想像もしていなかったのも、実際子供たちがどのぐらいウイルス感染を怖がっているのかとか、あるいは子供たちじゃなくて親なのかとか、どういうふうな説得とか形をもって安心させて通常状態というものを築いていくのかというのも本当にこれからの課題なのかなと思って、つぶさにご報告いただけたらうれしく思います。

教育長職務代理者 私からは、BCPのお話がありましたけれども、どうやって続けていくかということの裏側に、先ほどのPCRの結果に非常に敏感に今なっているという、これはもう当然のことでそこは敏感にならなくちゃならないんですが、出ないということはないという前提でどう続けていくかということで、ある程度過敏になって、みんながこれにすごく過敏になると、非常に環境とするとよくないものになる可能性がある。かかったこと、あるいは陽性になったことを非常にマイナスに捉え過ぎるとこれよくないと、これ、ちまたで言われていることですけども。そういった広い図太い神経の中でどう運営されるかというのは、恐らく学校現場でも役割分担の中で、校長先生が担われるのか、あるいは市教委とすれば、ここにいらっしゃる教育長、両部長が大きな絵を描いている中でそういうことに対応するのかといったことなのかなというふうに思いました。

ちょっといろんな集まり、それから私も仕事の上で人と会うということに関して、特にご老人とは今会えませんが、会えないでもできる形を選んでいる。それは、施設に入っていれば今は面会がなかなかできないと、今だんだん緩んできましたけれども、会えない。これも、会わない自由が向こうにあるんですよ。やっぱり子供たちもあるいは親も、会わないで、そういうところから距離を置きたいと思う自由があるということと両立していかなくちゃならないし、そこで、先ほどのウェブとかITが進んでいったときに、すばっとそこを飛躍

して解決するのがそういう技術だったりするということと組み合わせていくというのが、これも現在進行で現場やりながら、その絵を描いていくということは大変だと思うんですけども、これは誰かがやらなくちゃならないので。あるいは一松戸市教委だけじゃなく、その知見をどんどん集めて、やっぱり日本が20年間IT化で遅れたと言われていることが如実に今表れてこともある。これは今の子供たちにとって大切なこともある、同時進行、現場やりながらその絵を描いて、ハイブリッドなど、先ほど山形委員おっしゃいましたけれども、そういう力は、環境はつくっていかなくちゃならないというところで、ぜひ幹部の皆様方も采配といいますか、そのアンテナを広く持っていただいて、もうお願いするしかないかなというふうに思っています。子供たちのこともそうですし、市民もそうです。

コロナに関しては本当に尽きない心配と手があると思いますので、お願いしたいなというふうに思います。

教育長 ありがとうございます。

子供たちの過敏というか、やり過ぎるとね、本当にゼロリスクがいかげなものかというような話も実はしばらく前に先生方にはしたんですけども、いずれにしても、オンラインとか、ICT化は決して万能じゃないですし、対情報との、人と向き合っているわけじゃないんで、やっぱり私たちは人を育てるのが仕事ですから、その辺のバランスというのは大事にしながらやっていかなきゃいけないことだと思います。

ですから、例えば校長会で遊具を縛ったり消毒したりするようなことはやめてくれって言いました。使ったら自分で手を洗えばいいわけで、やっぱりその違いが教育だと思うんですよね。何から何まで守ってあげてあげてをすればみんなは安心はするでしょうけれども、絶対教育にはならないわけですから。その辺を、微妙な違いですけども、間違えないようにみんなで頑張っていきたいと思います。

ありがとうございます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

以上、それでは、報告事項でございました。

そのほかはよろしいでしょうか。委員の皆さんからは以上です。

◎議案第21号

教育長職務代理者 それでは、続きまして議案第21号を議題といたします。

会議冒頭で教育長がお諮りしましたとおり、議案第21号の審議は秘密会となりますので、松戸市教育委員会会議規則第14条第2項及び松戸市教育委員会傍聴人規則第8条の規定により、ただいまから申し上げる職員以外の職員はご退席をお願いいたします。また、別室のモニターへの回線を一旦切断いたします。

お残りいただきますのは、生涯学習部長、学校教育部長、学校教育部審議監、教育企画課長、教育企画課補佐、指導課長、指導課長補佐、指導課指導主事、以上でございます。その他の方はご退席をお願いいたします。

(関係職員以外の職員退席)

(以後、秘密会)

教育長職務代理者 それでは、議案第21号は原案どおり決定いたしましたことを報告いたします。

◎その他

教育長職務代理者 本日予定していた議題は以上です。

それでは、議事進行を教育長に戻します。

教育長 次回の教育委員会会議の日程についてです。

次回の教育委員会会議は令和2年8月6日の木曜日、午後2時より、こちら5階会議室で開催してはどうでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 よろしいですか。それでは、もう一度確認します。

令和2年8月定例教育委員会会議は令和2年8月6日木曜日午後2時より、教育委員会5階会議室にて開催いたします。

◎閉会

教育長 以上をもちまして、令和2年7月定例教育委員会会議を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会 午後 4時15分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会教育長

松戸市教育委員会委員